

原議保存期間	5年(平成36年3月31日)
有効期間	一種(平成36年3月31日)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丙生企発第64号、丙地発第23号

丙少発第27号、丙保発第13号

丙情対発第14号、丙生経発第5号

平成31年3月29日

警察庁生活安全局長

生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進について（通達）

生活安全・地域警察部門における適正捜査については、「生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進について」(平成21年4月14日付け警察庁丙生企発第34号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき推進しているところであるが、取調べをめぐる環境の変化をはじめとする最近の捜査を取り巻く情勢を踏まえ、今後も引き続き、生活安全・地域警察部門における捜査全般に関する一層の適正化を図るため、下記施策の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 適正捜査に関する指導体制

- (1) 警察本部生活安全部庶務担当課に、生活安全・地域警察部門において取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等を総括的に指導する職務を行う者（「指導官等」という。）を配置するとともに、これを効果的に運用し適正捜査の徹底を図ること。

ただし、警察本部に地域部が設置されている都道府県警察にあっては、警察本部地域部庶務担当課に、地域警察部門において当該指導を行う指導官等を配置すること（以下、警察本部生活安全部庶務担当課又は警察本部地域部庶務担当課に配置された当該指導を行う指導官等を「本部指導官等」という。）。

- (2) 警察本部の生活安全警察部門の事件主管課及び地域警察部門における事件処理の指導担当課（以下「事件主管課等」という。）は、警察本部及び警察署が捜査又は処理する当該事件主管課等主管又は指導に係る事件に関して、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等の観点からの指導を徹底すること。

指導に当たっては、事件主管課等において当該指導の役割を担う者を明確にし必要な指導を行うこととし、各都道府県警察の規模や体制等、実情に応じて、必要な指導体制を構築するものとする。なお、少年事件においては、「少年警察活動推進上の留意事項について」（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第7号）に規定する少年事件指導官が当該指導の役割を担うものとする。

- (3) 本部指導官等と事件主管課等は連携を密にし、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等に関する指導に際し齟齬のないよう努めること。

2 指導・教養の充実

取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等については、その趣旨や意義のみならず、これらの観点を踏まえた具体的な措置要領を、捜査員に限らず生活安全・地域警察部門の警察官全員に浸透させる必要がある。

このため、指導的立場にある者や新任捜査員など指導を受ける者に応じた具体的かつ継続的な指導を行うとともに、生活安全・地域警察部門における各種専科・任用科等の中に必要な講義、ゼミ等を盛り込むなどして、捜査を取り巻く情勢の変化に応じた内容の指導・教養の充実に努めること。

3 捜査指揮の徹底による適正捜査の推進

本部指導官等による指導が行われても、実質的な適正捜査の推進は、現に捜査を行っている部署の捜査幹部が捜査指揮を通じて行うものであることに変わりはない。生活安全・地域警察部門の各級幹部は、捜査指揮を徹底し、取調べをはじめとする捜査全般の一層の適正化を図ること。